

## 第1 監査の対象

篠木小学校、坂下小学校、西尾小学校、藤山台小学校、神領小学校、神屋小学校、北城小学校、篠原小学校、押沢台小学校、高蔵寺中学校、高森台中学校、石尾台中学校

## 第2 監査の期間

令和元年8月19日から令和元年10月31日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

### 1 小中学校の施設等の維持管理

- (1) 運動器具、施設等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定等は、適切に行われているか。
- (3) プール、トイレ、水飲み場等の衛生管理は、適切に行われているか。

### 2 小中学校における安全確保

- (1) 運動器具、施設等の保守点検は、適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等は、実施されているか。
- (3) 薬品・刃物類の管理は、適切に行われているか。

### 3 小中学校の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は、適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は、計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は、適正に行われているか。

## 第4 監査の結果

篠木小学校始め 12 校について調査を行った結果、施設等の維持管理、安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の小中学校において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

### 1 注意事項

#### (1) 小中学校の施設等の維持管理

##### ア 施設が破損していたもの

コンピュータ教室の床板が劣化し、たわんでいた。

(高森台中学校)

#### (2) 小中学校の財産管理等

##### ア 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿の集計誤りにより、賃金の一部が未支給となっていた。

(篠原小学校)